

就学区域変更 承認基準

事 由	期間の目安				備 考
	学 期 末	学 年 末	卒 業	そ の 他	
1 住民票移動に関すること					
1-1 実際の転居以前に住民票の移動をする場合					実際の転居日まで
1-2 転居予定のため、年度(学期)始めから転居先の学校へ通学を希望する場合					学期(年度)始めから
2 節目までの延長希望に関すること					
2-1 卒業間近で、転校により特別の弊害が生じる場合					小学6年、中学3年
2-2 学期途中の引越しで、学期末まで就学を希望する場合					
3 特別支援に関すること					
3-1 指定する学校に特別支援学級が設置されていない場合					
3-2 病気等身体的理由による場合					
4 生徒指導に関すること					
4-1 いじめや不登校等、生徒指導上の配慮を要する場合					状況が変わらなければ継続
5 家庭事情に関すること					
5-1 保護者が共働きで祖父母宅等から通学する場合					状況が変わらなければ継続
5-2 両親の離婚、金銭トラブル 等の場合					状況が変わらなければ継続
6 その他					
6-1 地理的条件の場合					
6-2 自治会・子ども会付合いがある場合					
6-3 部活動等学校独自の活動に関わる場合					区域外就学には適用しない
6-4 就学校変更を受けた兄弟姉妹と同じ学校に通う場合					兄弟姉妹の通学期間まで
6-5 その他、就学校の変更が必要であると認められる場合					

次のような場合は変更自由とはなりません

- 「仲の良い友達と通いたい」
- 「通学距離が短い」 等

大規模校への通学は認められない場合があります